

構成施策⑤ 介護サービス情報の公表・提供によるサービス選択への支援

▶ 介護サービス情報の公表制度の円滑な実施

介護サービス情報の公表制度は、介護保険サービスの利用者や家族のサービス選択を支援するため、県が事業者から報告を受け、県が指定する調査機関及び公表機関が事実関係を調査した上で公表するしくみです。

本県では、動画や写真を掲載するなどの独自の取組により、利用者、家族に分かりやすいものとなるよう、介護サービス情報の公表制度を運用します。

▶ 介護サービス情報などの提供

介護サービス情報の公表制度による事業者情報をはじめ、介護保険サービスの利用者や家族、介護支援専門員（ケアマネジャー）等が必要とする介護・福祉サービスに関する情報を迅速に提供し、サービスの選択を支援します。

介護サービス情報の公表	介護サービス情報の公表制度に基づく介護サービス事業者の情報を提供します。
介護情報サービス かながわ	かながわ福祉サービス振興会が県・市町村と共同して運用し、県内の介護サービス事業者に関わる情報を提供します。 介護サービス情報の公表制度に基づく介護サービス事業者の情報の一部と介護サービス事業所の動画や写真も提供します。
県ホームページ	介護保険制度についての説明や介護サービス事業者の情報をはじめとする介護保険に関する情報や高齢者のための施設案内、介護保険以外のサービスなどの情報を掲載します。

構成施策⑥ 介護サービス評価制度の普及

- 介護保険サービスの質の向上と利用者のサービス選択を支援するため、介護サービス事業者自身による自己評価や外部評価の取組を促進するとともに、福祉サービス第三者評価制度の普及、推進に努めます。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
137	福祉サービス第三者評価推進事業(民間)	県の第三者評価推進組織である「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」(運営主体は神奈川県社会福祉協議会)において、評価機関の認証・評価調査者の養成等、第三者評価実施体制の整備とともに、福祉サービス事業者の第三者評価の受審促進、評価結果の公表を行います。

解 説

認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）のサービス評価

認知症高齢者グループホームは、定期的に県の定めた評価項目に基づき自己評価を行い、県が選定した評価機関による外部評価を受けることが義務づけられています。

これは、自己評価結果と外部評価結果を対比、公表することによって、評価の客観性を高め、介護保険サービスの質の向上を図るものです。

県は、外部評価調査員の育成と調査技術の向上を目的として、評価調査員養成研修やフォローアップ研修を定期的実施します。

構成施策⑦ 相談・苦情対応体制の充実

- 市町村が実施する介護相談員派遣等事業の促進を図るなど、身近な相談窓口の充実を図ります。
- 相談・苦情対応体制の充実を図るため、利用者等からの相談や苦情について、必要に応じて事業者に対する指導・助言を行い、基準違反等が疑われる場合は、指定権限を持つ県や市町村が監査等を実施するなど、関係機関の連携に努めます。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
138	介護相談員派遣等事業 (市町村)	介護サービスの提供の場に介護相談員を派遣し、介護サービス利用者のための相談に応じ、利用者の疑問や不満、不安の解消を図ります。

柱2 保健・医療・福祉の人材の養成、確保と資質の向上

現状と課題

- 保健・医療・福祉サービスは、サービスに直接携わる人材の役割が大変重要です。2025年（令和7年）には団塊の世代が75歳以上となり、高齢者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスが提供できるよう、人材の養成、確保と資質の向上に取り組むことが重要です。
- 本県の介護人材にかかる需給推計は次のとおりであり、需給の差を解消するため、人材確保に係る具体的な方策を更に講じていく必要があります。 (単位:万人)

〇〇年度（令和〇年度）			〇〇年度（令和〇年度）			〇〇年度（令和〇年度）		
需要	供給	需給の差	需要	供給	需給の差	需要	供給	需給の差
今後行う需給推計結果を記載予定								

- 認知症や医療的ニーズがあるなど重介護の高齢者の増加に伴うケアに対応できるよう、資質向上への取組が必要となっています。
- サービス需要の増加に円滑に対応できるよう、保健・医療・福祉サービス事業への就労希望者に対する就労支援や、看護職員などニーズの高い保健・医療・福祉人材の確保が必要となっています。
- 介護人材の不足を解消するため、人材のすそ野の拡大を進め、若者、中高年齢者、外国籍県民等の多様な人材の確保を図る必要があります。また、人材の定着を図るため、介護の仕事にやりがいと誇りを持って働くための環境整備が必要です。

目指すべき方向性

- 介護人材を確保するため、県、国、市町村、介護関係団体が連携・協力して、人材の養成と定着対策に取り組めます。
- 保健・医療・福祉の各領域にわたる専門的な能力と、知識や技術の高度化にも対応できる高い資質を持った実践力のある人材を養成するとともに、資質の向上に努めます。
- 「地域医療介護総合確保基金」などの活用により、保健・医療・福祉に関する人材の就労支援を行うとともに、介護の魅力発信や介護職員のモチベーションアップ、介護職員の負担軽減対策などを推進します。
- 介護職員初任者研修修了者などの介護職員の養成を図るとともに、キャリアアップを支援します。
- 介護支援専門員の資質の向上を図ります。

指標

指標	現状	目標
事業所における介護労働実態調査 「従業員の過不足の状況」の問いに「不足感がある」と回答した事業所の割合	2022年 66.3% (令和4年)	調整中
指標の考え方	多様な人材の確保、資質の向上及び労働環境の改善等により、人材の確保・定着対策を推進し、事業所における従業員の不足感の改善を図ります。	

主要施策1 人材の養成

保健・医療・福祉の各領域にわたる専門的な能力と、知識や技術の高度化にも対応できる高い資質を持った実践力のある人材の養成に取り組むことが重要です。

主要施策の方向

- ◇ 保健・医療・福祉の各分野のサービス需要の増加に円滑に対応するため、各領域にわたる人材の養成に取り組みます。
- ◇ 若者、中高年齢者、外国籍県民、潜在的有資格者など多様な人材層を対象に養成を図ります。

構成施策① 県立保健福祉大学における総合的な知識と技術を有する人材の養成

- 保健、医療及び福祉の各領域に関わる総合的な知識や技術とともに、豊かな人間性を兼ね備えたヒューマン・サービスを実践できる人材を養成するため、県立保健福祉大学で、保健・医療・福祉に関する総合的な人材の養成に努めます。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
139	県立保健福祉大学の運営(公立大学法人)	看護学科、栄養学科、社会福祉学科、リハビリテーション学科を設置し、保健・医療・福祉の各領域に関わる総合的な人材を養成しています。 また、より高い専門性と総合的な能力を発揮できる人材の育成を行うため、大学院を設置しています。 さらに、大学付属の「実践教育センター」では、福祉施設や病院等で働いている方々の資質向上を目的とした教育研修を行います。

構成施策② 介護職員等の養成

- 介護人材を確保するため、県、国、市町村、介護関係団体が連携・協力して、人材の養成に取り組みます。
- 介護職員初任者研修修了者などの介護職員の養成を図るとともに、キャリアアップを支援します

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
140	介護職員初任者研修修了者の養成(民間)	介護の業務に従事しようとする者等を対象に、一定の基準に基づいて県が指定した民間研修事業者等において、入浴、排せつ、食事等の介護に係る基本的な技術を修得するための介護員養成研修(介護職員初任者研修)を実施し、介護職員を養成します。
141	介護支援専門員の養成(県)	利用者の自立支援に資するケアマネジメントに関する必要な知識及び技術を修得するため、介護支援専門員実務研修受講試験の合格者を対象に、実務につくための研修を実施します。
142	介護支援専門員の資質向上(県)	地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員を養成するため、ケアマネジメントを適切に提供するために必要な業務に関する知識及び技術を修得するための研修を実施します。

解 説 **介護支援専門員（ケアマネジャー）**

介護支援専門員とは、要介護者・要支援者からの相談を受け、その心身の状態等に応じ適切な居宅サービスまたは施設サービスを利用できるようにサービス事業者等との連絡調整を行う、介護保険制度の重要な役割を果たす職種です。要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有します。

保健・医療・福祉の実務経験者で、都道府県知事の行う「介護支援専門員実務研修受講試験」に合格し「介護支援専門員実務研修」の課程を修了した人が、介護支援専門員として登録され、介護支援専門員証の交付を受けます。

実務研修受講試験は、介護支援専門員の業務に関し、

- ①介護保険制度に関する基礎的知識 ②認定に関する基礎的知識・技術
- ③居宅サービス計画・施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する基礎的知識・技術
- ④保健医療・福祉サービスに関する基礎的知識・技術

があることの確認を目的として行われます。

医師等の法定資格に基づく業務及び相談援助業務を通算して5年以上経験している社が受験できます。

介護支援専門員は次のことが義務付けられています。

- ①要介護者等の人格を尊重し常にその立場に立ち、サービスが特定の種類や事業者・施設に不当に偏らないよう公正・誠実に業務を行うこと
- ②指定居宅介護支援等基準の基本取扱方針に従い業務を行うこと
- ③専門知識・技術の水準を向上・その他資質の向上を図るよう努めること

構成施策③ 各分野の専門人材の養成

- 県立看護専門学校及び民間養成所において、看護師等を養成します。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
143	県立看護専門学校の運営(県)	質の高い看護師等の養成を進めます。 (衛生看護専門学校・よこはま看護専門学校・平塚看護大学校)
144	看護師等養成所運営費補助(県)	民間の看護師等養成所での養成を支援します。

キーワード 県立高校における福祉教育に関する専門教育の展開

「二俣川看護福祉高校」、「横須賀南高校」及び「津久井高校」の福祉科においては、社会福祉の理念や意義、社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的・体験的に学び、地域・社会に貢献できる幅広い視野を有する人材を育成します。

さらに、「津久井高校」福祉科では、介護分野で即戦力となる人材育成を図ることを目的に、介護福祉士養成教育に指定されている学校として実践的な教育を展開します。

構成施策④ 介護認定調査員等、介護相談員の養成

- 要介護認定の適正化を推進するため、介護認定調査員、介護認定審査会委員及び主治医意見書を記載する医師などの養成を行うとともに、介護サービス利用者との相談に応じる介護相談員の養成を進めます。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
145	介護認定調査員等研修事業(県)	公正で公平な要介護認定等を行うために、認定調査員、介護認定審査会委員、主治医意見書を記載する医師など要介護認定に携わる者に対する研修を実施します。
146	介護相談員養成研修等事業(県)	介護サービス提供の場を訪問し、サービスを利用する利用者や家族等から話を聞き、相談に応じる等の活動を行う介護相談員を養成するとともに、現任者に対する研修を実施します。

主要施策2 人材の確保・定着対策の充実

サービス需要の増加に円滑に対応できるよう、保健・医療・福祉サービス事業への就業支援などに取り組むことにより、保健・医療・福祉人材の確保や定着を図ることが必要となっています。

主要施策の方向

- ◇ 保健・医療・福祉分野の人材の就業支援を推進します。
- ◇ 有能な人材を育成し、確保するため、看護師・理学療法士・介護福祉士等への修学資金の貸付など制度の充実を図ります。
- ◇ 福祉介護人材のキャリアアップのしくみづくりや若者、中高年齢者、外国籍県民等の多様な人材確保のための支援を進めます。
- ◇ 介護の魅力発信や介護職員のモチベーションアップ、介護職員の負担軽減対策等を推進し、働きやすい環境づくりを支援します。

構成施策① 保健・医療・福祉分野への参入促進

- 保健・医療・福祉分野の人材確保・定着を図るため、「かながわ福祉人材センター」や「神奈川県ナースセンター」を中心として、就業希望者に対する無料職業紹介や相談事業などを実施し、新規の就業や有資格者の再就職を支援します。
- 新たな介護人材の参入を促進するため、介護分野での就労未経験者を対象に、資格取得、職業紹介、就労あつ旋までを一貫して支援します。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
147	「かながわ福祉人材センター」による就労支援(県)	「かながわ福祉人材センター」において、福祉分野の仕事に関する無料職業紹介・あつ旋事業、就職相談会に取り組みます。また、福祉介護の仕事の魅力発信・普及啓発を図るため、現場で働く職員と意見交換ができる「福祉の仕事を知る懇談会」を開催します。
148	福祉介護人材キャリア支援専門員配置事業(県)	「かながわ福祉人材センター」にキャリア支援専門員を配置し、専門性を活かしたきめ細かな就労マッチング支援を行います。
149	潜在介護福祉士等再就業促進事業(県)	結婚や出産等により離職した介護福祉士等で、復職を希望する方を対象に、有効な基礎研修及び職場体験等の技術研修を実施し、マッチングの機会を提供します。
150	「神奈川県ナースセンター」による就業支援(県)	「神奈川県ナースセンター」において、看護職員の就業に必要な研修や無料職業紹介を行います。
151	介護分野未経験者等参入促進事業(県・指定都市)	介護分野での就労未経験者や外国籍県民を対象に、介護職員初任者研修や入門的研修の受講機会を提供するとともに、介護サービス事業所等への職業紹介、就労あつ旋までを一貫して支援します。

構成施策② 看護師・理学療法士・介護福祉士等への修学資金の貸付

- 専門人材を育成・確保するため、県内で就業する意志を有する等の要件を満たす学生に修学資金を貸与します。県内で一定期間就業するなどの条件を満たすことで修学資金の返還を免除します。

種類	職種	内容
看護師等 修学資金	看護師 保健師、助産師	県内の看護師等養成機関に在学する者で、卒業後、県内の医療機関等への就業意志を有する学生に修学資金を貸与します。
理学療法士等 修学資金	理学療法士 作業療法士	理学療法士等養成施設に在学する者で、卒業後、県内の医療機関等への就業意志を有する学生に修学資金を貸与します。
介護福祉士等 修学資金	介護福祉士 社会福祉士	次の者に必要な資金を貸与します。 ①社会福祉士、介護福祉士を目指す者の専門学校等修学資金 ②介護福祉士国家試験を実務経験ルートで受験する者が、介護福祉士実務者研修の受講に要する資金 ③介護職としての資格や経験を有する離職中の者が、介護職として再就職するための準備資金

構成施策③ 福祉・介護人材のキャリア形成の支援

- 福祉・介護現場で職員が意欲をもち、やりがいを感じて働き続けることができるよう、介護職員のキャリア形成を支援します。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
152	神奈川県版ファーストステップ研修(県)	中堅の介護職員を対象にチームリーダーを育成する「ファーストステップ研修」を、地域の介護サービス事業所が共同で実施し、事業所自らが人材育成に取り組み、キャリアアップのしくみをつくることにより、介護職員の資質の向上及び定着の促進を図ります。
153	介護職員のキャリアアップ支援(県)	介護職員初任者研修や実務者研修を職員が受講する際に、介護サービス事業者が負担する受講費用や代替職員の配置費用の一部を補助します。

構成施策④ 福祉・介護人材の安定的な確保対策

- 福祉・介護人材の安定的な確保と定着を促進するため、若者の福祉・介護分野への参入を促すための取組や外国籍県民向けの研修などを実施します。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
154	高校生介護職場体験促進事業(県)	「かながわ福祉人材センター」と県教育委員会が連携し、全県立高校・中等教育学校の1年生を対象に福祉介護に関する教材を配布するとともに、希望する高校に出張介護事業を行い、福祉介護の仕事の理解や関心を高めていきます。 また、インターンシップによる職場体験を行います。
155	介護人材確保対策推進会議(県)	行政と介護サービス事業者、職能団体など地域の福祉介護に関わる団体等が、介護人材確保等に向けた協議を行う場を設置し、当事者間が連携しながら、地域の特性を踏まえた福祉介護人材の確保・育成等を推進します。
156	福祉・介護職場体験事業(県)	福祉介護の仕事に関心のある未経験者に職場体験の機会を提供し、就職後のミスマッチによる離職を防ぎます。
157	外国籍県民への就労支援(県)	外国籍県民を対象とした電話や来所による就労相談、福祉介護の現場での説明会、就職先の紹介等の就労支援を行います。また、介護現場で必要なビジネスマナー等の研修を行います。
158	外国籍県民定着支援事業(県)	外国籍県民介護職等の就労継続を支援するため、本人や受入れ事業所を対象とした相談窓口を設置し、課題解決に向けたアドバイスを行います。

構成施策⑤ 福祉・介護人材の定着の促進

- 福祉・介護人材のすそ野の拡大を進め、若者、中高年齢者、外国籍県民など多様な人材の確保・定着を図るため、介護の魅力発信や介護職員のモチベーションアップを図る取組を進めます。また、介護事業所の経営者層を対象に、経営マネジメントセミナーを実施するなど、人材育成や労働環境の改善を支援します。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
159	「介護フェア in かながわ」の開催(県)	11月11日の介護の日の関連イベントとして「介護フェア in かながわ」を開催し、優良な介護サービス事業所の表彰や、若者介護職員の生の声などを伝えるなど、広く県民に介護の仕事の魅力ややりがいを発信します。
160	かながわベスト介護セレクト20及び優良介護サービス事業所「かながわ認証」(県)	介護サービスの質の向上や人材育成、処遇改善等について、一定の基準を満たした事業所を認証するとともに、さらなる取組の結果、顕著な成果をあげた事業所を表彰し、奨励金を交付することで、介護職員のモチベーションアップを図ります。
161	「かながわ感動介護大賞」表彰事業(県)	介護を受けた高齢者や家族等から、介護にまつわるエピソードを募り、介護の素晴らしさを伝える感動的なエピソードの応募者や、対象となった介護従事者や施設等を表彰します。
162	介護職員表彰等事業(県)	介護職員の各種表彰を実施します。 【神奈川県介護賞】 県内の社会福祉施設等で介護業務に携わる方のうち、特に功労のあった方を表彰します。 【神奈川県社会福祉関係者等表彰】 民間社会福祉施設等で多年にわたり社会福祉事業等に貢献し、その功績が顕著な方を表彰します。 【かながわ福祉みらい賞】 社会福祉施設等で利用者の直接支援業務に従事する若い福祉従事者又は若い福祉従事者を中心としたチーム等の団体のうち、研究発表等の優れた功績があった方を表彰します。
163	介護事業経営マネジメント支援事業(県)	中小規模の介護事業所の経営者層を対象に、セミナーの開催やアドバイザーを派遣し、職場環境に応じた経営マネジメント支援を行います。
164	介護職員子育て支援代替職員配置事業(県)	介護職員が長く働きやすい環境を作るため、出産・育児休業から復職した介護職員が育児のための短時間勤務制度を活用できるよう、介護サービス事業者が代替職員を雇用する場合の費用の一部を補助します。
165	介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業(県)	介護職員のキャリアパス制度等について、介護サービス事業者に周知や介護報酬の加算取得に向けた助言等を行い、介護職員処遇改善加算の新規取得や労働環境の向上に向けた介護サービス事業者の取組を支援します。

主要施策3 人材の資質の向上

高齢者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスが提供できるよう、保健・医療・福祉にかかわる人材の資質の向上に取り組むことが重要です。

主要施策の方向

◇ 介護職員等に対して専門的知識の習得や技術の向上を目的とした研修を実施し、資質の向上を図ります。

構成施策① 介護職員の資質の向上

- 施設従事者研修をはじめとした各種研修事業を実施し、介護職員の資質の向上を図るとともに、国の動向も踏まえながらキャリアアップを支援します。
- 認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、認知症介護技術に関する研修や講座を実施します。
- 施設と在宅の両面で安心して医療的ケアが受けられるよう、介護職員等によるたんの吸引等の医療的ケアに関する研修を実施します。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
166	地域密着型サービス関係研修事業(県)	地域密着型サービスの事業運営に必要な人材を育成するため、認知症対応型サービス事業開設者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を実施します。
167	喀痰吸引等研修支援事業(県)	介護職員が喀痰吸引を実施するために必要な研修のうち、研修対象者(実際にたんの吸引等が必要な高齢者)の確保が困難な受講者に研修対象者及び指導を行う看護師を確保し、研修が修了できるよう支援します。
168	高齢者施設等職員研修事業(県)	専門職の知識、技術等の向上を図るため、介護保険施設等に従事する施設長・管理者、看護職員及び介護職員を対象とした研修を実施します。

構成施策② 介護支援専門員の資質の向上

- 実務に携わっている介護支援専門員の資質向上に取り組みます。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
169	介護支援専門員の資質向上(県)	医療と介護の連携や多職種協働を図り、利用者一人ひとりの状況に応じた適切なケアマネジメントを実践するため、現任の介護支援専門員等に対し、実務経験に応じた研修を定期的実施します。 また、介護支援専門員に対する助言・指導等、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識・技術をもった主任介護支援専門員を養成します。
170	包括的支援事業(市町村)	地域支援事業として、管内の介護支援専門員の業務を支援するため、各種会議等を通じて情報提供などを行います。

構成施策③ 職能団体と連携した専門人材の資質の向上

- 保健・医療・福祉サービスに携わる各職能団体と連携しながら、専門人材の確保と資質向上に取り組みます。

団体名	会員数
神奈川県医師会	
神奈川県看護協会	
神奈川県理学療法士会	
神奈川県作業療法士会	
神奈川県言語聴覚士会	
神奈川県栄養士会	

団体名	会員数
神奈川県歯科医師会	
神奈川県歯科衛生士会	
神奈川県薬剤師会	
神奈川県介護福祉士会	
神奈川県社会福祉士会	
神奈川県介護支援専門員協会	

会員数は令和6年〇月時点

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 （事業主体）	事業内容
171	看護師等資質向上推進事業（県）	看護職員等の職種別、対象別の研修を行うなど、看護職員等の資質の向上を図ります。

構成施策④ 介護サービス相談員等の資質の向上

- 介護サービス相談員や生活援助員の資質向上に取り組みます。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 （事業主体）	事業内容
172	高齢者居住支援事業（県）	生活援助員として必要な知識の習得を目的とした研修を実施します。

柱3 介護サービス提供基盤の整備

現状と課題

- 介護サービスの提供基盤の整備について、「かながわ高齢者保健福祉計画」に基づき、着実な整備を進めてきました。今後とも、サービス利用の需要の増加や認知症高齢者の増加に対応するため、適切なサービス提供基盤の整備が求められています。
- 介護が必要になった時でも、在宅で暮らすことを望んでいる人が多く、高齢者一人ひとりができる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅での生活を支援する取組を充実していく必要があります。
- 常時介護が必要で、自宅等で暮らすことが困難な人のために、引き続き特別養護老人ホームなどの介護保険施設等の整備を進めていく必要があります。
- 特別養護老人ホームは、在宅と同様な居住環境のもとで適切なケアを進めることが必要であるため、個室ケアを基本とするユニット型の施設を推進していきます。
- 高齢者が、高齢者向け住まいや施設で安心して安全に暮らせるよう、豪雨や台風などによる浸水、土砂災害等の災害、新型コロナウイルス感染症の流行などに対する備えを十分に行う必要があります。

目指すべき方向性

- 心身の状態や生活環境等の状況に応じたサービス提供ができるよう、介護保険施設等の介護サービス基盤の整備を進めます。
- 介護サービス基盤の整備に当たって、市町村は日常生活圏域における整備状況等を踏まえ、地域密着型サービスや介護予防拠点などの整備による地域包括ケアシステムの構築を図るとともに、県としては、地域の実情に応じて広域的な施設である介護保険施設等の整備を促進します。
- 介護保険施設及び居住系サービスについて、サービス利用者に見合った適切な整備を進めます。特別養護老人ホームについては、ユニット型の施設を推進していきます。
- 施設環境の改善や身体拘束の廃止など、サービスの質の向上に向けた取組を進めます。
- 災害による浸水や土砂災害などを想定した避難確保計画の策定や避難訓練の実施など、施設や地域の実情に応じた災害対策の整備について、市町村と連携しながら施設に促し、感染症対策の充実を図っていきます。

指標

指標	現状	目標
特別養護老人ホームのユニット化率	2022年度 51.8% (令和4年度)	2030年度 70.0% (令和12年度)
指標の考え方	利用者の状況に応じ、在宅と同様の住み慣れた環境で適切なケアを行える介護サービス提供基盤の整備を進めることを目指して、特別養護老人ホームのユニット化を推進します。 施設の居住環境の改善を図り、施設におけるサービスの質の向上を推進します。	

主要施策1 介護保険施設等の整備

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、心身の状態や生活環境等の状況に応じた適切なサービス提供基盤の整備が求められています。

主要施策の方向

- ◇ 地域密着型サービスなど身近なサービス提供基盤の整備を進めます。
- ◇ 特別養護老人ホームなどの介護保険施設の整備を進めます。
- ◇ 短期入所施設の整備など在宅生活支援の取組を進めます。

構成施策① 地域密着型サービス等のサービス基盤の整備

- 市町村は、介護保険事業計画において、身近な日常生活圏域（概ね中学校区）を定め、必要な地域密着型サービスや介護予防拠点などのサービス基盤の整備を進めます。
- 地域密着型サービスのうち、地域密着型介護老人福祉施設、認知症高齢者グループホーム及び地域密着型特定施設については、サービスの利用実績や事業者指定の動向を踏まえて設定した必要利用定員総数に基づいて、市町村域内においてサービス事業者が適正に配置されるよう取り組みます。
- 県は、「地域医療介護総合確保基金」を活用し、市町村が行う地域密着型サービスの整備等を支援します。
- 県は、地域のニーズに応じ、市町村域を越えた施設の広域利用の調整を支援します。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
173	地域密着型サービス施設等整備費補助 (県・市町村)	地域の介護機能の強化を図るため、地域の実情に応じて小規模多機能型居宅介護事業所や認知症高齢者グループホーム等の整備に対して補助します。

構成施策② 介護保険施設の整備促進と在宅介護支援体制の整備

- 特別養護老人ホーム等の介護保険施設の必要数に応じた整備を促進するとともに、医療的な対応が必要な高齢者の受入への支援や、在宅と入所の計画的な相互利用の促進などに取り組みます。
- 施設整備にあたっては、各市町村の計画を基礎としながら、高齢者保健福祉圏域内において調整した必要入所定員数の確保に努めます。併せて、市町村相互の協力による共同整備についても促進します。

➤ 医療的な対応が必要な高齢者の受入への支援

特別養護老人ホームの重点化により、今後、胃ろう、透析、経管栄養、喀痰吸引などの医療的な対応が必要な入所者の増加が見込まれます。また、施設における看取りの役割が重要になっていくため、医師、看護職員、介護職員等が連携して適切に医療的な対応ができるよう支援に取り組みます。

➤ 在宅と入所の相互利用の促進

在宅生活をできるだけ継続する観点から、在宅と施設それぞれの介護支援専門員が利用者に関する情報交換を行うなどして、複数の利用者が在宅期間及び入所期間を定めて計画的に相互利用するしくみを促進します。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
174	特別養護老人ホーム整備費補助(県・指定都市・中核市)	社会福祉法人等が事業主体となる特別養護老人ホームの整備事業に対し補助します。
175	介護老人保健施設整備費補助(県・指定都市・中核市)	医療法人等が事業主体となる介護老人保健施設の整備事業に対し補助します。
176	民間社会福祉施設整備借入償還金補助(県・横浜市・川崎市(注))	独立行政法人福祉医療機構(福祉貸付金)又は神奈川県社会福祉協議会(社会福祉振興資金)整備資金の融資を受けた社会福祉法人の償還元金及び利子の支払いに対して補助します。 注 その他の市町村においても独自の制度を実施している場合があります。

➤ 施設サービス及び居住系サービスの計画的な整備

市町村と調整の上、今後の高齢者数の推移、地域の実情、施設・居住系サービスの利用者数の推移、医療と介護の連携などによる在宅ケアの利用者数の推移や介護予防等を踏まえつつ、適切な整備を推進します。

なお、認知症高齢者グループホーム、地域密着型特定施設、介護専用型特定施設及び混合型特定施設については、適切な介護サービスの提供やサービス供給量の確保及び計画的な整備ができるよう、各市町村の介護保険事業計画及び県の高齢者保健福祉計画に基づいて、県及び市町村が介護サービス事業者の指定等を行います。

構成施策③ 短期入所施設の整備

- 在宅での生活を継続し、また、家族の負担を軽減する観点からも、短期入所サービスの適切な利用が重要です。市町村及び高齢者保健福祉圏域内において、地域の実情を考慮した必要な量の短期入所施設を整備します。

構成施策④ 軽費老人ホームの整備等

- 軽費老人ホーム（ケアハウス）は、身体機能の低下等により、自立した日常生活を営むことについて不安があり、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の方が、低額な料金で入所できる施設です。新設やケアハウスへの建て替えによる整備の場合には、介護保険の適用を受ける混合型特定施設への転換を促進します。

構成施策⑤ 養護老人ホームの整備等

- 養護老人ホームは、65歳以上の高齢者で環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な方が老人福祉法に基づく市町村の措置により入所し、日常生活に必要なサービスを受けることができる施設です。地域の実情や県内各高齢者保健福祉圏域のバランスを勘案しながら、市町村及び圏域で必要な入所定員数を確保するとともに、老朽化した施設の建て替え等について検討を行います。

主要施策2 施設におけるサービスの質の向上

施設においては、できる限り在宅に近い居住環境の下で、高齢者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重し、入所者相互が社会的関係を築きながら日常生活を営むことができる適切なケアを提供することが必要です。

主要施策の方向

- ◇ 個別ケアを基本とするユニット型の施設の整備を進めます。
- ◇ 身体拘束の廃止などサービスの質の向上に向けた取組を進めます。

構成施策① 特別養護老人ホームの居住環境の改善

- 入所者のケアの充実及び居住環境の向上を図るため、特別養護老人ホームの新たな整備については、ユニット型を推進していきます。
- 市町村や施設に対し、特別養護老人ホームのユニット化への支援をするほか、老朽化した施設の耐震化やプライバシー保護のための改修など、サービスの向上と居住環境の改善に向けた取組を進めます。
- ユニットケアの効果を生かした個別ケアが実践されるためには、ユニットケアの意義、環境整備、管理方法等に関して理解することが重要であることから、施設管理者やユニットリーダーに対するユニットケア施設研修などを行います。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
177	高齢者施設改修費補助 (県・市町村)	入所者の自立した生活を支援するため、特別養護老人ホーム(多床室)のプライバシー保護のための改修費用に対して補助します。

構成施策② 拘束なき介護の取組の推進（再掲）

- 緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束は許されません。拘束のない介護の取組の推進を図るため、関係機関による会議を開催するほか、介護保険施設等の職員に対する研修を実施します。

構成施策③ 介護サービス評価制度の普及（再掲）

- 介護保険サービスの質の向上と利用者のサービス選択を支援するため、介護サービス事業者自身による自己評価や外部評価の取組を促進するとともに、福祉サービス第三者評価制度の普及、推進に努めます。

構成施策④ 質の高い介護サービス事業所の認証・表彰

- 介護サービスの質の向上や人材育成、処遇改善等について、一定の基準を満たした介護サービス事業所を優良介護サービス事業所「かながわ認証」として認証します。また、認証を受けた事業所のうち、さらなる取組の結果、顕著な成果をあげた介護サービス事業所等を「かながわベスト介護セレクト20」として表彰します。

主要施策3 介護サービス事業所における災害や感染症への対応力の強化

近年、激甚化・頻発化する豪雨や台風などによる浸水、土砂災害等により高齢者福祉施設が被害を受ける例が全国各地で発生しており、高齢者福祉施設等の災害対策の整備が喫緊の課題となっています。

また、高齢者は新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどの感染症に罹患した場合、重症化するリスクが高いことから、感染症対策の充実が求められています。

主要施策の方向

- ◇ 浸水や土砂災害等の災害を想定した避難確保計画の策定や避難訓練の実施、災害に備えた設備整備を進めます。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどの感染症に対し、感染症対策研修の実施など、施設の感染症対策への支援を進めます。

構成施策① 高齢者福祉施設等における防火対策の推進及び防災体制の強化

- 国が作成したマニュアル等を活用し、火災や水害・土砂災害等の災害が発生した際に適切な避難行動がとれるよう、高齢者福祉施設等における避難確保計画の策定や避難訓練の実施などの防火・防災体制の強化等の取組を支援します。
- 災害による停電・断水時にも高齢者福祉施設等の機能を維持し、サービス提供に支障を来さないよう、非常用の給水設備や非常用自家発電設備の設置等を支援します。また、消防用設備の適正な設置の促進に努めます。
- 災害等が発生した際に、必要な介護サービス等が継続的に提供できる体制の構築を支援するため、介護施設等を対象とした業務継続計画（BCP）の作成・訓練等に係る研修等を行います。

構成施策② 災害発生時の被災状況把握のための体制整備及び被災施設に対する支援

- 災害が発生した際、高齢者福祉施設等の被災状況について、市町村と連携して報告体制を整備するとともに、定期的に被災状況報告訓練を行い、速やかな被災状況の把握に向けた取組を進めます。
- かながわ災害福祉広域支援ネットワークを構築し、災害発生時の施設間における介護職員等の派遣や要支援者の受入れなど、広域的な支援体制の確立に努めます。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
178	災害時被災状況報告システムの運用(県)	災害時に高齢者福祉施設等から県に被災状況を報告する「災害時被災状況報告システム」を整備、運用するとともに、市町村も交えた被害状況報告訓練を実施します。
179	かながわ災害福祉広域支援ネットワークの構築(県、団体)	大規模な災害が発生した場合、高齢者や障がい者等への福祉的支援を行う介護職員等を派遣するため、支援を行う団体間の連携強化や人材育成を行います。

構成施策③ 高齢者福祉施設等の感染症対策の充実

- 高齢者福祉施設等で働く職員を対象とした研修を実施し、感染症防止対策の周知徹底を図ります。
- 感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、令和3年度介護報酬改定により高齢者福祉施設等の業務継続計画（BCP）の策定等が義務付けられたことを踏まえ、「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドライン」の周知や作成・訓練等に係る研修等を行うなど、計画作成を支援します。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
180	高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策に対する支援(県)	高齢者福祉施設等における感染症対策研修の実施等を支援します。
181	高齢者福祉施設等職員向け感染症防止対策研修等の実施(県)	高齢者福祉施設で働く職員を対象とした感染症防止対策の研修や動画配信等を行い、感染の拡大防止を図ります。

構成施策④ 感染症等が発生した高齢者福祉施設等に対する支援

- 高齢者福祉施設等において新型コロナウイルス感染症等の感染症が発生した場合には、関係部局や市町村と連携して支援します。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
182	新型コロナウイルス感染症在宅サービス連携支援事業(県)	感染症拡大時においても、在宅介護サービスを継続的に提供するための市町村における体制整備を支援します。

柱4 介護現場の革新

現状と課題

- 少子高齢社会の進展に伴い、生産年齢人口が減少し、働き手の確保が一層厳しくなる中で、高齢化に伴う介護ニーズが増大することが予想されており、大きな社会構造の变革期を迎えています。
- こうしたなか、介護事業所が地域における介護サービス提供の基盤としての役割を果たし続けるため、介護現場の持続可能性を高める見直しや、業務改善の取組を続ける必要があります。
- 介護現場の大きな課題として、介護職員の負担軽減、介護の質の向上、介護現場の業務効率化が挙げられ、介護ロボットやICTといったテクノロジーを活用し、デジタル化を推進することは、こうした課題への有効な解決策となり得ます。
- 介護職員が利用者のケアに集中し、ケアの質を確保するため介護現場の業務の効率化は急務であり、文書に係る負担軽減の取組が必要です。

目指すべき方向性

- 介護職員の負担軽減のため、介護事業所に対し、現場のニーズに即した介護ロボット・ICT導入の普及推進を図ります。
- 介護の質の向上を目指し、エビデンスに基づく介護サービスを提供し、介護現場のデジタル化を推進するため、介護事業所のICT化や介護ロボットの導入の推進に取り組みます。
- ICT等も活用した行政文書の標準化・簡素化による文書作成等の業務に要する時間の効率化を進めます。

指標

	指標	現状	目標
	介護報酬において、データに基づき質の高いサービスを提供する事業所が取得する「科学的介護推進体制加算」の取得率	2023年 51.4% (令和5年)	2026年 62.0% (令和8年)
指標の考え方	質の高い介護サービスの提供を推進するためには、エビデンスに基づく介護を実践してもらう必要があります。そのため、国が推進する科学的介護情報システムを活用した、エビデンスに基づく介護サービスの質の向上の取組を進めることで、事業所が得られる加算の取得率を、ICT導入経費の補助や介護生産性の向上に取り組むことで年3.5%ずつ向上させ、2026年に62.0%とすることを目標とします。		

主要施策1 介護現場の生産性向上

介護ロボット・ICTを導入することで、介護職員の身体的・精神的負担軽減を図り、介護現場に時間的・心理的余裕を生じさせ、利用者と介護者の触れ合う時間や利用者の安心感が増すよう取り組むことが重要です。

主要施策の方向

- ◇ 介護現場の生産性向上を図るため、介護ロボット・ICTの導入を促進し、職務環境の改善、介護職員の負担軽減に努めます。
- ◇ 介護職員が介護サービスの提供に集中するため、事業所の指定、更新の申請や各種届出等の行政文書の標準化、簡素化による文書作成等の業務に要する時間の効率化を進めます。

構成施策① 介護ロボット・ICTの導入推進

- 介護現場の職務環境の改善や、職員の負担軽減のため、介護ロボット・ICTの導入を推進します。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
183	介護ロボット普及推進事業(県)	介護サービス事業所等で、効率化や負担軽減などの効果がある介護ロボットの導入経費を補助します。 機器の普及を推進するため、介護ロボット公開事業所を位置付け評価内容を製造元へフィードバックするとともに、オンラインなどによる視察・見学、導入効果を情報交換するセミナーなどを開催します。
184	ICT導入支援事業(県)	介護現場におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務まで一貫して行うことができる介護ソフトやタブレット端末等の購入経費等を補助します。 また、介護事業所の規模や実態にあったソフトウェア等の導入や、ICTの利活用に関する助言や指導を行います。
185	ロボット普及・浸透推進事業費(県)	様々な生活支援ロボットの体験を通じて、その有効性を実感してもらい、安心してロボットを導入できるよう、一定期間ロボットを貸与する取組を行います。

構成施策② 文書負担軽減の取組

- 介護職員が利用者のケアに集中し、ケアの質を確保するため、ICT等も活用した行政文書の標準化・簡素化による文書作成等の業務に要する時間の効率化を進めます。
- 押印の廃止、添付書類の簡素化、郵送や電子メール等対面によらない手続き等、文書の簡素化、標準化を推進し、申請・届出の見直しを引き続き検討・実施します。
- ウェブ入力や電子申請などICTの活用による負担軽減を可能とするために、国や事業所と協働して、書類を提出する際のルールと様式の統一を図っていきます。

主要施策2 エビデンスに基づく介護サービス提供による介護の質の向上

生産年齢の減少による介護人材確保が困難な状況の中においても、デジタル化を推進することで、エビデンスに基づき、介護の質を確保し、向上させていくことが重要です。

主要施策の方向

- ◇ 介護ロボットの活用により適切なケアを実施するとともに、科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供を推進するため、エビデンスの蓄積による介護の質の向上を図ります。
- ◇ 介護現場の情報共有、ビッグデータの蓄積のためのオンライン化を進めるため、介護現場のインフラとしてのICTの導入を促進します。

構成施策① 介護ロボット等の活用による適切なケアの実施

- 介護ロボットを活用することで、利用者にあった適切なケアを実施できるよう、介護ロボットの導入現場での利用・評価の成果を公表します。
- 利用者の状態の維持・改善状況の評価指標として「未病指標」の介護現場での活用を進めるとともに、「未病指標」の機能向上に向けた精緻化を図ります。
- これらの実証結果の検証を行うことで、エビデンスの蓄積による介護の質の向上を図ります。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
186	ロボット技術活用促進事業(県)	生活支援ロボットの早期実用化を図るため、実証実験案件を全国から公募し、採択した案件に対し支援を行います。

構成施策② 介護現場でのICTの導入の促進

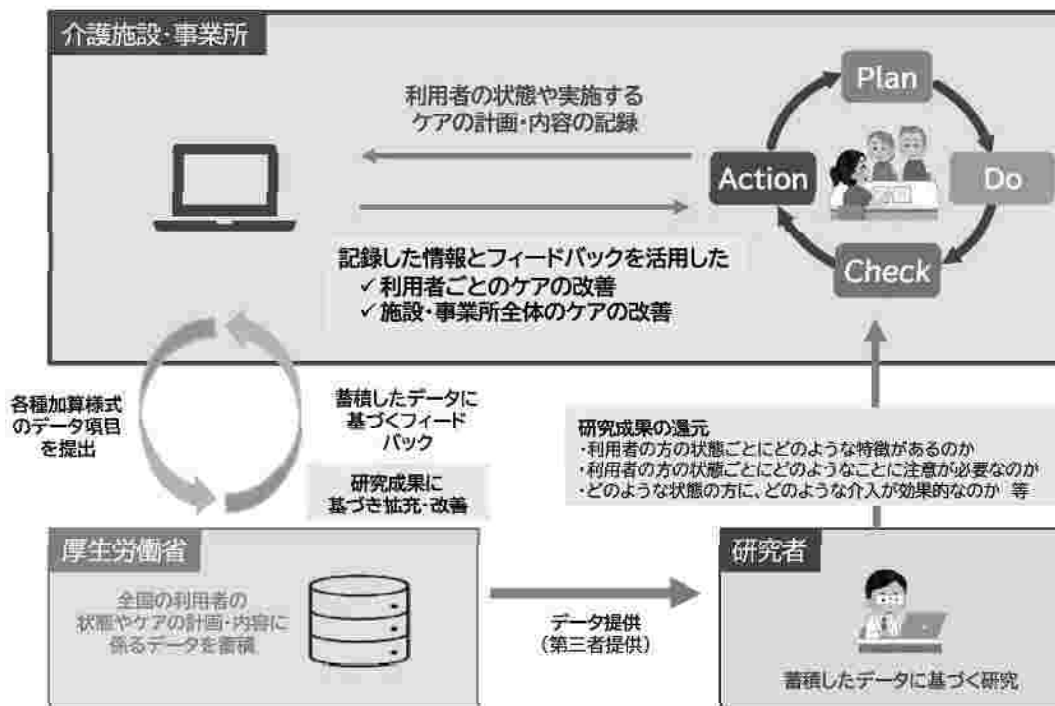
- 従来の紙媒体の情報のやり取りを見直し、情報共有やビッグデータを蓄積するためICTを介護現場のインフラとして積極的に導入します。
- 介護保険事業所が厚生労働省の科学的介護情報システムに負担なくデータを提出するとともに、情報システムからフィードバックを受けてエビデンスに基づいた介護サービスを提供できるよう支援します。
- これまで対面で実施していた研修参加を容易とし、幅広く参加可能とするため、オンラインによる研修等の実施を推進します。

キーワード 厚生労働省の科学的介護情報システム「LIFE」

Long-term care Information system For Evidence の頭文字からLIFEとして2021年4月から稼働しています。

介護施設・事業所において記録されているサービスの利用者の状態やケアの計画・内容についてのデータを収集し、蓄積したデータに基づいてフィードバックを行う情報システムです。

介護施設・事業所においてデータを活用したPDCAサイクルが進むことで日々のケアが継続的に改善していくこと、また、蓄積データに基づく研究が進み知見が創出されることを通して、科学的根拠に基づく介護の実践につながることを期待されます。



(出典) 厚生労働省

「ケアの質の向上に向けた科学的介護情報システム(LIFE)の利活用のための自治体職員向け手引き」

第5節 市町村が行う取組の支援施策

柱1 自立支援・重度化防止の取組の支援

現状と課題

- 介護保険制度は、その創設から23年が経ち、介護サービス利用者は介護保険制度が創設された2000年度（平成12年度）の約3.8倍の35万8千人に達しており、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展しました。
- 2025年（令和7年）には、団塊の世代がすべて75歳以上となり、2040年（令和22年）には本県の高齢者人口は総人口の33.6%に達し、高齢化は今後さらに進展することが見込まれています。
- そのため、高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態・要支援状態となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、保険者である市町村は、地域の実情に応じて、具体的な取組を進めることが重要です。
- 市町村においては、それぞれの地域が目指すべき方向性を明確化し、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが求められています。

目指すべき方向性

- 市町村が、それぞれの地域の実情に応じた自立支援・重度化防止の取組を進められるよう、県は、地域包括ケア「見える化」システム等のデータを活用した地域分析を行い、市町村と課題を共有し、解決のための取組を促すなどして、市町村の保険者としての機能強化を支援します。
- 市町村が行う介護予防事業の充実を図ります。
- 地域包括ケアを担う人材を育成します。

指標

指標	第1号被保険者のうち、要介護2以上の者の割合					
	第8期計画			第9期計画		
	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
計画値	9.7%	10.1%	10.4%	推計中	推計中	推計中
実績値	9.9%	10.1%	集計中	—	—	—

要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者に対して、生活機能の低下が疑われる状態になった場合、早期に状態の改善や重度化の予防を図ります。

主要施策1 データを活用した地域分析支援

要介護認定率や一人当たり介護費用、施設サービスと居宅サービスの割合などは地域差があります。高齢化の状況、地理的条件、独居等の家族構成など、それぞれの市町村が地域差の存在について多角的な分析を行い、その結果を踏まえて適切に対応していくことが求められます。県は市町村のこの取組を支援します。

主要施策の方向

◇ 地域包括ケア「見える化」システム等のデータを活用した地域分析を実施し、市町村の保険者機能の強化を支援します。

構成施策① データを活用した地域分析支援

- 地域分析は、認定率や介護給付費に関するデータ等に基づき、地域の現状の把握や将来に関する気付き、検証していくべきと考えられる仮説等を得ていくものです。その継続により、介護保険制度の適正な運営のみならず、地域特性を捉えた地域包括ケア体制の推進に寄与するものです。
- 県は、地域包括ケア「見える化」システムを活用し、市町村が行う地域分析を支援します。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
187	地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域分析(県)	地域包括ケア「見える化」システムや国保データベース(KDB)システム等のデータを活用し、地域分析を実施します。また、市町村が行う地域分析を支援します。 市町村職員を対象とした研修を実施し、分析結果を市町村と共有します。

キーワード 地域包括ケア「見える化システム」

地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための厚生労働省が運営する情報システムです。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されます。

本システム利用の主な目的は、以下のとおりです。

- ① 地域間比較等による現状分析から、自治体の課題抽出をより容易に実施可能とする
- ② 同様の課題を抱える自治体の取組事例等を参照することで、各自治体が自らに適した施策を検討しやすくする
- ③ 都道府県・市町村内の関係者全員が一元化された情報を閲覧可能となることで、関係者間の課題意識や互いの検討状況を共有することができ、自治体間・関係部署間の連携が容易になる

本システムは、平成27年の本格稼働以降、一部の機能を除いて誰でも利用することができます。住民も含めた地域の関係者間で、地域の課題や解決に向けた取組を共有でき、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進しやすくなることが期待されます。

主要施策2 自立支援・重度化防止の支援

高齢者が健康でいきいきした生活を送ることができるよう、生活機能の低下が疑われる状態になった場合、早期に状態の改善や重度化の防止を図っていくことが重要です。

主要施策の方向

◇ 市町村が行う自立支援・重度化防止の取組を支援します。

構成施策① 自立支援・重度化防止の支援

○ 広域的な観点から自立支援・重度化防止の取組の推進に向けて人材の養成を行うとともに、地域支援事業及び介護予防サービスの効果的な実施が図られるよう、介護予防市町村支援委員会を開催するなど、市町村の取組を支援します。

主要施策3 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組支援

関係機関や団体、ボランティアが連携し、高齢者自らも参加して、地域で包括的・継続的な支え合いを行うとともに、医療と介護の連携を強化し、心身の状態に即した適切なサービスの提供を切れ目なく行う、地域包括ケアシステムを構築することが必要です。

主要施策の方向

◇ ICTも活用し、地域包括ケアを担う人材を育成します。

構成施策① 地域包括ケアを担う人材の育成

○ 県は、地域包括支援センターが円滑に運営できるよう、県全体及び県保健福祉事務所等圏域単位で課題等の情報共有と検討を行う「地域包括ケア会議」の開催や、地域包括支援センター職員研修の実施などにより支援するとともに、地域における医療と介護等の連携ネットワークづくりを支援します。

柱2 介護保険給付適正化の取組への支援

現状と課題

- 介護保険制度は、その創設から23年が経ち、介護サービス利用者は介護保険制度が創設された2000年度（平成12年度）の約3.8倍の35万8千人に達しています。
- 質が高く必要なサービスを提供していくと同時に、財源と人材をより重点的・効率的に活用するしくみを構築することにより、制度の持続可能性を確保していくことが重要です。
- 介護（予防）給付を必要とする受給者が、真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するよう促す必要があります。
- 保険者である市町村は、発揮すべき保険者機能の一環として、自ら主体的・積極的に取り組む必要があります。

目指すべき方向性

- 適正化事業の実施主体である保険者と、広域的視点から保険者を支援する県、介護給付適正化システムなどにより適正化事業の取組を支える神奈川県国民健康保険団体連合会の三者が、相互の主体性を尊重しつつ、現状認識を共有し、一体的に介護保険給付適正化に取り組みます。
- 県は、神奈川県国民健康保険団体連合会と連携、協力して、市町村が行うケアプラン点検等介護給付適正化の取組を支援します。

指標

指標	適正化主要3事業*の県内市町村における実施率			
		項目	R3 実施率	R8 目標
	主要 3事業	要介護認定の適正化	97%	100%
		ケアプランの点検	82%	100%
医療情報との突合・縦覧点検		100%	100%	
	※ 適正化事業は令和6年度より3事業に再編			
指標の考え方	適正化主要3事業の県内市町村実施率を令和8年までに100%とします。県内市町村における適正化事業の着実な実施に向けた支援を推進します。			

主要施策 1 介護給付の適正化の推進

介護給付の適正化の基本は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促すことです。

介護給付の適正化を図ることは、利用者に対して適切な介護サービスを確保しつつ、介護保険料の上昇を抑制することを通じて介護保険制度の信頼感を高めていくとともに、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

▶ 介護給付適正化に向けた役割

実施主体	主な役割
国	指針の策定、事業の実施に必要な情報やデータの提供、システムの改善、所要の財政措置及び制度の見直しの検討などの支援
県	計画の策定、指導・監査の実施及び保険者が実施する事業に対して地域の実情に応じた支援
市町村 (保険者)	地域の実情に応じた主要3事業（要介護認定の適正化、ケアプランの点検・住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合）などの実施
県国保連	介護給付適正化システム（介護給付等の審査支払業務を通して得られる給付実績データを活用、加工することにより、不適切・不正の可能性がある請求を抽出するシステム）による保険者への情報提供や苦情処理業務などの実施

▶ 市町村（保険者）の取組（主要3事業）

市町村は、地域支援事業の任意事業を活用した介護給付適正化に取り組みます。

区分	内容
要介護認定の適正化	指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請に係る認定調査の結果について、保険者による点検を実施します。
ケアプランの点検 住宅改修等の点検 福祉用具購入・貸与調査	利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるか等に着目して保険者がケアプランの点検を実施します。 住宅改修について、保険者が請求者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等により施行状況の点検を行います。 また、保険者が福祉用具利用者に対する訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認します。
縦覧点検・医療情報との突合	保険者が複数月にまたがる請求明細書の内容を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行います。 また、保険者が入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、二重請求の有無の確認を行います。

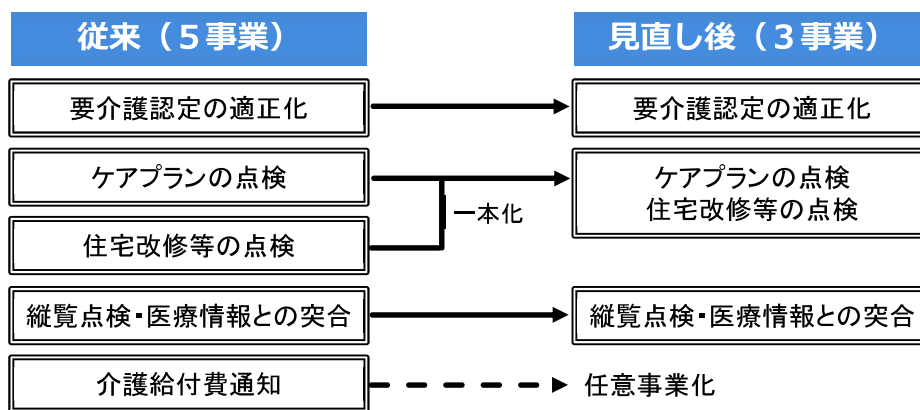
解説 介護給付適正化主要事業の見直しについて

介護給付適正化については、厚生労働省の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、「介護給付適正化計画」に関する指針に基づき、県及び各保険者において「介護給付適正化計画」を策定し、取り組んできました。

これまで、「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検」「縦覧点検・医療情報との突合」及び「介護給付費通知」を主要5事業として位置づけ、各保険者において、その実施に取り組んできたところです。

こうした中、令和4年12月に取りまとめられた国の社会保障審議会介護保険部会意見書において、「介護給付費の地域差改善と給付適正化は、相互に関係し合うものであり、一体として進めていくことが重要である。」「給付適正化の取組を推進する観点から、介護給付適正化主要5事業について、保険者の事務負担の軽減を図りつつ効果的・効率的に事業を実施するため、新たな取組を含めた事業の重点化・内容の充実・見える化を行うことが重要である。その際、都道府県ごとに不合理な地域差の改善や給付適正化に向けて管内保険者と議論を行う場で議論を行うこととし、保険者を支援することが必要である。」と整理されました。

保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、これまでの給付適正化主要5事業を3事業に再編するとともに、実施内容の充実化を図ります。



➤ **県の取組**

県は、国の指針や市町村の取組目標等を参考に、県国保連と連携し、市町村の介護給付適正化の取組を支援します。

介護サービス事業者に対する指導・監査を実施するとともに、より効果的・効率的に取組を進めていくための手法の検討や先進的な取組事例等を情報収集し、市町村と共有化します。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
188	介護給付等費用適正化事業(市町村)	介護給付適正化主要3事業を実施します。
189	介護給付適正化推進特別事業費国保連補助(県)	神奈川県国民健康保険団体連合会が行っている「縦覧点検・医療情報との突合」に対し補助金を支出し、国保連介護給付適正化システムを活用して事業内容の拡充(事業実施月数、縦覧点検帳票の拡大等)を図るなど、効果的・効率的な事業を実施する保険者を支援します。

第2章 施策の展開

第5節 市町村が行う取組の支援施策

第3章 計画の推進体制

- 1 推進体制
- 2 計画の進行管理
- 3 新たな動きへの対応と
社会福祉審議会等への報告
- 4 第8期かながわ高齢者保健福祉計画の
評価(令和5年10月時点)

1 推進体制

(1) かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会

計画の改定に向けての検討及び計画に掲げた施策・事業の評価を行い、計画の効果的、効率的な推進を図ります。

[構成員] 県民、医療関係者、福祉関係者、有識者、市町村職員等

(2) 福祉21推進会議

庁内関係局で構成する本会議において、全庁的な視点から課題や取組について検討を行うとともに、関係局と連携しつつ、計画の総合的な推進を図ります。

[構成員] 副知事、関係局長

(3) 市町村介護保険・高齢者福祉主管課長会議

市町村の策定する「老人福祉計画・介護保険事業計画」の取組を支援するとともに、市町村における取組状況を踏まえながら「かながわ高齢者保健福祉計画」を推進します。

[構成員] 県関係課職員、保健福祉事務所職員、市町村職員

(4) 地区保健医療福祉推進会議

保健福祉事務所に設置する地区保健医療福祉推進会議において、施策の広域的連携等、必要な調整を図ります。

[構成員] 保健福祉事務所長、医療関係者、福祉関係者、市町村職員等

(5) 地域包括ケア会議

県全域及び保健福祉事務所等の圏域単位で、地域包括ケアシステムの構築や医療と介護の連携について、広域的な課題等の抽出やその対応策等の検討を行い、各市町村の地域包括ケアシステムの構築を支援します。

[構成員] 医療関係者、福祉関係者、有識者、市町村職員等

(6) 神奈川県認知症施策推進協議会

本県における認知症対策全般の推進について検討します。

[構成員] 医療関係者、福祉関係者、有識者、市町村職員等

2 計画の進行管理

計画を着実に推進するため、毎年度、計画に位置づけた施策・事業の実施状況及び達成状況について調査・分析を行うとともに、かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進等委員会において実績に関する評価を行い、評価結果をホームページで公表します。

また、評価結果を踏まえ、事業の改善等を行い、計画の効果的、効率的な推進を図るとともに、次期計画に生かしていきます。

3 新たな動きへの対応と社会福祉審議会等への報告

国の施策動向など状況の変化を踏まえて、計画の施策を展開します。

その際、必要に応じ、福祉 21 推進会議等で調整を図るとともに、神奈川県社会福祉審議会等に報告し、意見をいただきながら進めるとともに、国に対して要望等を行っていきます。

4 かながわ高齢者保健福祉計画（第8期）の評価（令和5年10月時点）

計画に掲げた施策・事業は、かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会において評価いただいています。

計画策定時点では第8期計画期間（2021年度～2023年度）が満了していないため、計画期間全体の評価は未定ですが、第9期計画（2024年度～2026年度）の策定にあたっては、これまでの施策・事業を評価し、対策・改善することが必要です。

そこで計画策定時点での評価を「第2章 施策の展開」の構成に基づいて記載します。

第1節 安心して元気に暮らせる社会づくり 関係

柱1 地域包括ケアシステムの深化・推進 関係

【総評】

新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の事業の実施に制限があったものの、7割程度の事業が目標を達成又は概ね目標値を達成したとしており、コロナ禍にあっても着実に取り組みを進めた。

【地域包括支援センター職員等養成研修】

オンライン開催により、目標以上を達成したものの、専門職員等派遣研修については、新型コロナウイルス感染症により会議が中止となった影響で目標値を下回った。市町村での専門職の不足が課題であり、引き続き取り組みを進めていく必要がある。

【医療と介護の連携の強化】

概ね順調に事業が実施できた。一方で、今後も在宅医療のニーズがさらに増加していくことから訪問看護師に必要な研修を継続的に実施し、在宅医療に対応できる訪問看護師の増員を図るなど、在宅医療の推進に向けた効果的な取り組みを検討していく必要がある。

【地域での支え合いの推進】

民生委員・児童委員の活動が新型コロナウイルス感染症の影響により制限された。感染防止対策を踏まえた訪問活動等を継続していく必要がある。新型コロナウイルス感染症の影響により、目標を達成できなかったものがある一方、オンデマンド配信などの工夫により予定どおり開催できたものもあり、今後も新しい生活様式に対応した工夫をしていく必要がある。

【NPO・ボランティア等との協働】

ボランティアセンターの設置主体への補助を通じて、ボランティア等の活動の促進に向けた支援を行った。高齢者の社会参加の場として、また、総合事業の多様な生活支援サービスの担い手として、NPOやボランティアの役割は重要であり、引き続き活動環境の整備に取り組む必要がある。

【ケアラー（介護者）への支援】

県庁内にケアラー支援庁内連絡会議を設置の上、2回会議を開催し、ケアラー支援の方向性等について検討した。

【多様な住まいの確保】

順調に進捗しているが、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅については、登録戸数の増加に伴い、今後は住宅の登録内容の一層適切な管理に努めていく必要がある。

柱2 高齢者の尊厳を支える取組の推進 関係

【総評】

個別事業は概ね順調に進捗した一方、計画目標値である高齢者虐待防止関係職員研修の受講者数・開催回数は新型コロナウイルス感染症の影響により、目標値に届かなかった。

【高齢者虐待防止対策の推進】

新型コロナウイルス感染症の影響により参集型の開催が困難である中、オンライン研修を実施した。また、看護職員研修は、感染症対策や権利擁護についてのカリキュラムを重点的に実施するとともに、徹底した感染防止対策や、一部 web 開催を取り入れたことで、目標値は下回ったものの養成につながった。

【権利擁護のしくみの充実】

町村で市民後見人養成が進んでいないため、市民後見人養成基礎研修の実施により、市民後見人養成に向けた支援を行う必要がある。

柱3 安全・安心な地域づくり 関係

【総評】

新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の事業の実施に制限があったものの参考指標である、「鉄道や道路、建物がバリアフリー化され、誰もが安心して移動・利用できる、人にやさしいまちになっている」に関する満足度が目標値を達成、計画目標である、災害時における市町村と高齢者施設等との協定も概ね順調に進捗するなど、コロナ禍にあっても着実に取り組みを進めた。

【地域における見守り体制の充実】

地域警察による巡回連絡や通常勤務を通じ、高齢者に対して犯罪被害や交通事故に遭わないための防犯指導、助言等を行っていますが、依然、特殊詐欺等の被害や交通事故に遭う高齢者が多いため、巡回連絡を継続して防犯指導・助言等行う必要がある。

【バリアフリーの街づくりの推進】

全体的に順調に進捗しているが、幅広歩道の整備延長については、用地の取得を伴うため、関係地権者から理解を得るのに時間がかかるなどの課題がある。

【事故や犯罪被害などの防止】

県内の刑法犯認知件数は平成14年度以降、減少傾向を示しており、犯罪全体の抑制対策は順調に進捗している一方、特殊詐欺に関しては認知件数が依然、高水準で推移していることから、今後も固定電話機対策やSNSを活用した特殊詐欺の情報提供等を行うとともに、高齢者等の防犯意識を醸成する機会を継続して提供することが求められている。

【災害時の要配慮者への支援の推進】

計画目標である災害時における市町村と高齢者福祉施設等との協定は目標未達となっているが、新型コロナウイルス感染症拡大下だったことが影響していると考えられる。引き続き、未締結の施設に対して協力を呼び掛けていく必要がある。

第2節 いきいきと暮らすしくみづくり 関係

柱1 未病改善の取組の推進 関係

【総評】

新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の事業の実施に制限があったものの着実に取り組みを進め、参考指標である、第1号被保険者のうち、要介護2以上の者の割合は計画値を下回った。

【地域の多様な主体による「介護予防事業」の推進】

市町村介護予防事業支援のための人材育成事業研修が、オンラインで行ったこともあり、参加者数は目標を下回った。今後、周知方法や期間を含め、研修内容をブラッシュアップし、介護予防市町村支援事業を進めていく必要がある。

【健康寿命の延伸に向けた未病改善等の取組】

新型コロナウイルス感染症の影響により、普及啓発のイベントが中止になるなど、事業展開が制限された。オンラインによる研修等の実施、動画配信による講義など工夫して実施しているが、新しい生活様式にも対応する事業運営を充実させていく必要がある。

柱2 社会参画の推進 関係

【総評】

計画目標である「シニア・ジョブスタイル・かながわ」でキャリアカウンセリングを利用した者の就職等進路決定率が目標値を上回るなど着実に取り組みを進めた。

【地域共生社会の実現に向けた活動への支援】

若手高齢者や未加入高齢者に老人クラブ活動に関心を持ってもらえるよう、積極的な情報発信を行うなど、加入促進を図る必要がある。

柱3 生涯にわたる学習・スポーツ・文化活動の推進 関係

【総評】

共生共創事業の公演等の参加者数及び高齢者のスポーツ等の交流大会である、かながわシニアスポーツフェスタの参加者数はコロナ禍であってもおおむね順調に進捗するなど、着実に取り組みを進めた。

【共生共創事業】

コロナ禍という制約の中で、高齢者や障がい者等が出演する演劇やダンス作品を動画配信することで多くの方の視聴につながった。また、かながわシニアスポーツフェスタは、コロナの影響により、31種目のうち10種目が中止となったが、目標値の4,000人に対し、3,645人が参加し、実績値は91.1%だった。

【活動・交流の場の提供】

学校の施設開放を新型コロナウイルス感染症の影響により一部中止としたが、高齢者の健康づくりの講座（ゆめクラブ大学）等をオンラインで開催するなどの取組みを進めた。

第3節 認知症とともに生きる社会づくり 関係**柱1 認知症施策の総合的な推進 関係****【総評】**

新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の事業の実施に制限があったものの計画目標である認知症サポート医の養成者数が目標値を達成するなど、コロナ禍にあっても着実に取組みを進めた。

【普及啓発・本人発信支援】

新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった普及啓発事業があったものの、認知症疾患に係る相談、訪問支援を着実に実施した。

【認知症未病改善】

地域におけるコグニサイズ指導者数の目標は達成した。今後も、これまで養成した講師役のスキルアップ、参加者の定着・継続を支援する取組をさらに強化していく必要がある。

【認知症未病改善】

地域におけるコグニサイズ指導者数の目標は達成した。今後も、これまで養成した講師役のスキルアップ、参加者の定着・継続を支援する取組をさらに強化していく必要がある。

【医療・ケア・介護サービス・介護者への支援】

計画目標に掲げた認知症サポート医の養成数は、2018年度の診療報酬改定において、認知症サポート医による認知症診療上の指導・助言への加算が新設されたことなどにより、目標値を上回る実績となった。

【認知症バリアフリーの推進・地域支援体制の強化・若年性認知症の人への支援】

計画目標である「チームオレンジ」を設置している市町村数は、新型コロナウイルス感染症の影響により活動を実際に行うことが難しい状況が続いたため、目標を達成することができなかった。今後は、チームオレンジ市町村伴走支援事業により未設置市町村への支援を進めるとともに、設置後の取組活性化を図る必要がある。

第4節 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり 関係

柱1 介護保険サービス等の適切な提供 関係

【総評】

新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の事業の実施に制限があったものの、介護保険サービスの適切な提供と円滑な運営に努めるとともに、介護保険審査会の開催や低所得者対策などを進めた。

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業所開設予定者を対象とした開設者向け説明会や、介護サービス調査事業の訪問調査が中止となった。コロナ禍における研修等については、感染防止対策を徹底した上での開催や、オンラインでの実効性のある開催などを検討する必要がある。

柱2 人材の養成、確保と資質の向上 関係

【総評】

新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の事業の実施に制限があったものの、感染症対策を講じるなどの工夫により、介護人材の養成を進めた。

【保健・医療・福祉の人材の養成】

介護サービス相談員現任研修は、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設への派遣事業が休止しており、受講者が目標に達しなかった。

【介護人材の確保・定着】

かながわ福祉人材センターにおいて新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、就職相談会やキャリア支援専門員によるきめ細やかな相談対応、就労支援などを行った。

【保健・医療・福祉の人材の資質の向上】

新型コロナウイルス感染症の影響により実地研修受入れ病院、施設の減少、参加者の減少、研修の中止などにより進捗に遅れがあった。一方、一部の研修をオンラインで実施するなど、コロナ禍にあっても取組みを進めた。

柱3 介護サービス提供基盤の整備 関係

【総評】

計画目標である、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の整備計画はコロナ禍にあっても取組みを進め、概ね順調に進捗するなど、サービス提供基盤の整備を進めた。

【介護保険施設等の整備】

特別養護老人ホーム等の整備については、概ね計画どおり順調に進捗したが、介護老人保健施設については、1市において募集を行ったものの、募集がなかったため、市の判断により第8期中の整備は現時点では実施しないこととなった。

新型コロナウイルス感染症のまん延など、特殊な事業はあるものの、地域のニーズを踏まえての計画であるため、今後の状況を注視していく必要がある。

【介護サービス事業所における災害や感染症に対する対応力の強化】

高齢者福祉施設等職員に対しオンラインで感染症対策に関する研修等を実施するとともに、社会福祉施設等応援職員派遣支援事業により、新型コロナウイルス感染症が発生した民間社会福祉施設等に対し、応援職員を円滑に派遣することで施設の機能維持を図ることができた。

柱4 介護現場の革新 関係

【総評】

参考指標である生活支援ロボットの導入施設数が目標値を上回るなど、着実に取組みを進めた。

【介護ロボット・ICTを活用した介護職員の負担軽減】

介護ロボット公開事業所の見学者数、介護ロボット導入支援補助台数とも目標値を越え、介護ロボットの周知及び導入が進んだ。また、生活支援ロボットについては、新型コロナウイルス感染症対策をした上で、「ロボット体験施設」の運営及び「生活支援ロボットのモニター制度」に取り組み、ロボットを身近に感じ、具体的なイメージ・有効性を感じてもらい、導入につながる一定の効果を果たした。

【エビデンスに基づく介護サービス提供による介護の質の向上】

公募型ロボット実証実験支援事業の応募件数を増やしていく必要がある。

【デジタル化等による業務効率化の推進】

新型コロナウイルス感染流行下において、各種支援金、補助金の交付申請等を電子化するなどの取組みを進めた。

第5節 市町村が行う取組の支援施策 関係

柱1 自立支援・重度化防止の取組の支援 関係

【総評】

新型コロナウイルス感染症の影響により、計画目標として設定した研修会が中止となるなど、一部の事業で進捗に遅れがみられたものの、介護予防市町村支援委員会の開催など着実に取り組みを進めた。

【データを活用した地域分析支援】

計画目標である市町村職員を対象とした地域分析に係る研修会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、圏域別の開催はできず、オンライン形式による全市町村対象の開催のみとなった。圏域別の中止により、個別市町村に対する支援や意見交換はできなかったが、全市町村対象の研修では分析手法をテーマに市町村職員のスキルアップを図った。

【自立支援・重度化防止の支援】

計画目標である介護予防市町村支援委員会の開催数、住民主体の通いの場等で活動するボランティア・専門職向け研修の修了者数はコロナ禍であっても取り組みを進め、目標値を達成した。

【地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組支援】

在宅医療施策推進事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により複数の会議、研修会が中止となった。今後、在宅医療のニーズがさらに増加していくことから、在宅医療の推進に向けた効果的な取組を検討する必要がある。

柱2 介護保険給付適正化の取組への支援 関係

【総評】

新型コロナウイルス感染症の影響により、計画目標として設定した研修会の開催が目標値を下回ったものの、オンラインでの全体研修を開催するなどの取り組みを進めた。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当初は全体研修と圏域別研修の開催を予定していたが、オンラインでの全体研修1回の開催に留まった。

市町村間の情報交換の場の提供や市町村職員研修の回数増など、引き続き市町村の効率的・効果的な介護給付適正化事業の実施に向けた支援を行う必要がある。